

(別添)

## 財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名     棚倉町    

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
3,517	219	3,736

### 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	5,239	5,081	158	123	5,012	261	
霊園特別会計	8	8	0	0	-	-	
普通会計	5,241	5,083	158	123	5,012	261	

### 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
上水会計	404	387	-	17	2,871	103	104.5	-	-	法適用企業
簡水特会	(歳入) 40	(歳出) 38	2	(実質収支) 2	251	26	-	-	-	
公共下水道特会	(歳入) 356	(歳出) 352	4	(実質収支) 4	2,197	163	-	-	-	
農集排特会	(歳入) 70	(歳出) 68	2	(実質収支) 2	653	39	-	-	-	
国保特会	(歳入) 1,454	(歳出) 1,397	57	(実質収支) 57	-	133	-	-	-	
老人特会	(歳入) 1,485	(歳出) 1,446	39	(実質収支) 39	-	178	-	-	-	
介護特会	(歳入) 708	(歳出) 690	18	(実質収支) 17	-	128	-	-	-	
宅造特会	(歳入) 0	(歳出) 0	0	(実質収支) 0	-	0	-	-	-	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 法適用企業に係るもの以外については、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。

3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
福島県市町村 総合事務組合	11,111	9,943	1,168	1,168	-	1	-	-	-	
白河地方広域 市町村整備組合	2,259	2,227	32	32	683	11	-	-	-	
白河地方水通用水 供給企業団	689	674	-	14,796	6,825,142	15	102.2	0	0	法適用企業 繰入金 1
東白衛生組合	821	781	40	40	1,030	32	-	-	-	

### 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
株式会社ルネサンス棚倉	1	287	32	-	-	-	-	
株式会社まち工房たなぐら	1	40	20	-	-	-	-	
棚倉町活性化協会	0	38	35	8	-	-	-	
東白川郡森林組合	1	142	6	0	-	-	-	
白河地方土地開発公社	2	82	1	-	-	38	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

### 5 財政指数

財政力指数	0.58	実質収支比率	3.5
実質公債費比率	14.9	経常収支比率	87.1

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。